

釜石・大槌・山田地区船舶安全対策協議会規約

(名称・目的)

第1条 この会は、釜石・大槌・山田地区船舶安全対策協議会（以下「協議会」という。）と称し、釜石・大槌・山田地区における海難防止活動に関する全ての事項を協議し、港湾及びその周辺における災害防止の実効を期し、もって釜石・大槌・山田地区の人身及び船舶の安全確保を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 協議会は、会長及び委員で組織する。

- 2 会長及び委員は、別表に掲げる会員をもって構成する。
- 3 会長は、加入することが適当と認める機関を委員に委嘱することができる。
- 4 委員は、事務担当者を指名するものとする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項を協議し所要の対策を推進する。

- (1) 海事関係諸法規の周知及び励行
- (2) 船舶交通に関する制限または禁止に関する事項
- (3) 危険物積載船舶の事故防止
- (4) 工事及び作業の実施に関する事項
- (5) 港湾諸施設の整備及び改善についての検討
- (6) 気象、海象による災害の防止
- (7) 津波及び台風に関する対策
- (8) 油、その他による海水汚濁の防止
- (9) その他海難防止に関する必要事項

(部会の設置)

第4条 協議会に必要な応じて部会を設置し、会長が指名する委員並びに会長が特に必要と認め、委嘱する関係団体、会社及び行政機関をもって構成し、事案を協議する。

- 2 部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、釜石海上保安部交通課において処理する。

- 2 事務局は、協議会の庶務を司る。

(補則)

第6条 この規約に定めるもののほか協議会の業務遂行に関し、必要な事項はその都度協議して決める。

附則 この規約は、昭和46年10月11日から施行する。

- | | |
|------|------------|
| 一部改正 | 昭和52年4月 1日 |
| 一部改正 | 平成17年3月10日 |
| 一部改正 | 平成19年4月 1日 |
| 一部改正 | 平成22年7月22日 |
| 一部改正 | 平成24年3月13日 |

一部改正 平成25年6月19日

一部改正 平成28年2月4日

一部改正 令和2年11月1日

釜石・大槌・山田地区船舶安全対策協議会委員名簿

		名称（敬称略）
会長		釜石海上保安部長
委員	官 庁 等	東北運輸局岩手運輸支局 次長
		東北地方整備局釜石港湾事務所 副所長
		盛岡地方気象台 防災管理官
		岩手県沿岸広域振興局 土木部長
		岩手県沿岸広域振興局 水産部長
		岩手県漁業取締事務所長
		釜石警察署長
		釜石市危機管理監
		釜石市産業振興部長
		大槌町総務課長
		大槌町農林水産課長
		山田町総務課長
		山田町水産商工課長
		釜石大槌地区行政事務組合消防本部消防長
		宮古地区広域行政組合山田消防署長
		釜石水先区水先人会長
	東京大学海洋研究所国際沿岸海洋研究センター長	
	物 流	日本製鉄株式会社棒線事業部東日本製鐵所釜石地区総務部工程業務室長
		日鉄物流釜石株式会社物流部長
		日本通運株式会社釜石営業支店長
		海洋曳船株式会社常務取締役
	油 送	岩手県オイルターミナル(株)代表取締役専務
		カメイ株式会社釜石支店長
		株式会社アベキ釜石営業所長
		北日本石油株式会社釜石販売支店長
		三陸興産株式会社代表取締役
	漁 業	釜石漁業用海岸局長
		釜石市漁業協同組合連合会参事
		唐丹町漁業協同組合代表理事組合長
		釜石湾漁業協同組合代表理事組合長
		釜石東部漁業協同組合代表理事組合長
		新おおつち漁業協同組合代表理事組合長
		船越湾漁業協同組合代表理事組合長
三陸やまだ漁業協同組合代表理事組合長		
山田漁業協同組合連合会代表理事会長		
建 設	株式会社山元代表取締役	
	株式会社及川工務店代表取締役	

釜石・大槌・山田地区における船舶異常気象等対策要領

平成 18 年 2 月 23 日 制定

平成 27 年 3 月 20 日 一部改正

平成 29 年 6 月 16 日 一部改正

平成 30 年 6 月 20 日 一部改正

令和 2 年 11 月 1 日 一部改正

この要領は、釜石・大槌・山田地区船舶安全対策協議会規約（平成 26 年 6 月 16 日 一部改正）第 3 条（6）及び（7）に基づき策定するものである。

第 1 目的

協議会委員（以下「委員」という。）及びその組織が迅速かつ的確に自主的な対応を図ることにより、人身及び船舶の災害を未然に防止する或いは被害を最小限に留めることを目的とする。

第 2 定義

1 「異常気象等」とは、台風、異常な低気圧（いわゆる爆弾低気圧など）、地域特有の季節風に伴う荒天及び地震に伴い発生する津波などの気象、海象をいう。

2 「勧告」とは、港則法第 39 条第 4 項（同法第 43 条により準用する場合を含む）に基づき釜石港長（釜石海上保安部長）が船舶に対し必要な措置を講じるべきことを勧めるため、かつ、委員及びその組織が自主的な対応を図ることを促すために発出する「勧告（警戒体制）」及び「勧告（避難体制）」をいう。

3 「勧告（警戒体制）」とは、台風及び発達した低気圧等への対応で、荒天準備を含む自主的な安全措置を促す体制、並びに、津波への対応で、気象庁から津波注意報が発表された場合に、荷役・作業中止、係留強化、陸揚げ固縛又は港外退避等の自主的な安全措置を促す体制をいう。

4 「勧告（避難体制）」とは、台風及び発達した低気圧等への対応で、沖合避難等、危険を防止するため自主的な安全措置を促す体制、並びに、津波への対応で、気象庁から大津波警報・津波警報が発表された場合に、荷役・作業中止、陸揚げ固縛、陸上避難又は沖合避難等の自主的な安全措置を促す体制をいう。

第 3 情報伝達

1 釜石港長及び釜石海上保安部長から勧告等が発出された場合は、電話、ファックス等を利用し委員に伝達する。

2 事務局は、別表 2「釜石・大槌・山田地区における船舶安全対策協議会連絡系統図」に従って、直ちに委員に伝達する。

3 情報伝達訓練は、原則として毎年 1 回実施する。

第 4 船舶等の対応

- 1 委員等は、気象庁から異常気象等に関する情報が発表された場合は、別表1の対策を講じるものとする。ただし、津波による勧告の発出にあっては、大規模災害による通信回線の断絶等が考えられることから、釜石港長及び釜石海上保安部長からの勧告等を入手するしないに拘わらず、別表1の対策を講じるものとする。
- 2 気象庁が異常気象等に関する情報を解除した場合であっても、港内に被害が認められた場合、船舶の入港は、釜石港長及び釜石海上保安部長の指示に従うものとする。
- 3 委員は、日頃から委員の組織及び関係する船舶の船長等に別表1の対応策について周知徹底を図るものとする。

第5 避難措置

- 1 避難する海域は、可能な限り距岸距離を確保した沖合等が理想であるが、各船は各船の状況、当該位置等に応じて設定するものとする。
- 2 避難順序は、基本的には出港準備が完了した船舶から順次避難を開始するものとする。
ただし、その際、他船の動向に十分注意するものとする。
- 3 人命の安全を最優先する。

第6 通信連絡体制

- 1 避難船舶は、VHF、船舶電話等の連絡手段を常時開設しておき、関係機関との連絡体制を確保しておくものとする。
- 2 避難中、自船及び他船が被害又は漂流中の航路障害物等を認めた場合は、速やかに釜石海上保安部又は最寄りの海上保安機関に通報するものとする。

第7 陸上避難場所の確保

委員は、関係船舶乗組員の陸上避難に備え、予め関係機関と調整のうえ避難場所等を選定しておき、常日頃から関係船舶乗組員等に周知を図っておくものとする。

第8 その他

勧告等の内容は、別紙のとおりとする。

別表1

(異常気象等発生時の対応基準表)

別表2

(釜石・大槌・山田地区における船舶安全対策協議会連絡系統図)

別紙

(異常気象等発生時の対応基準表の別紙)

異常気象等発生時の対応基準表

別表 1

1 台風及び発達した低気圧等への対応

区分	発出時期・基準	船舶等の措置要領 <例示>
注意喚起 ・台風等に関する正確な情報収集を促すもの ・余裕のある時期に対応準備を行うもの	気象庁等から次のいずれかの情報が発表された場合に、余裕をもって荒天準備ができる時期に発出する。 (1) 台風情報において、当該港又は地区が台風の強風域 ¹ に入るおそれがあることを示す情報 (2) 当該港又は地区を対象地域とした「暴風と〇〇に関する情報」や「暴風雪に関する情報」のように「暴風」又は「高波」を含む気象情報	別紙1のとおり。
勧告（警戒体制） ・荒天準備を含む自主的な安全措置を促すもの ・勧告（避難体制）の事前段階の勧告	気象庁等から次のいずれかの情報が言及された場合に、当該港又は地区に発出する。 (1) 台風情報において、当該港又は地区が台風の強風域 ¹ に入ることが明らかで、概ね4～8時間以内に暴風域 ² に入るおそれがあることを示す情報 (2) 警報注意報において、当該港又は地区を対象地域とした「暴風（雪）警報 ³ 」又は「波浪警報 ⁴ 」を発表する可能性があることを示す情報 (3) 上記（1）、（2）の基準に該当しないが、概ね4～8時間以内に当該港内の静穏度が著しく悪化するおそれがあることを示す情報	別紙2のとおり。
勧告（避難体制） ・沖合避難等、危険を防止するため自主的な安全措置を促すもの ・避難体制	気象庁等から次のいずれかの情報が言及された場合に、当該港又は地区に発出する。 (1) 台風情報において、概ね2～4時間以内に当該港又は地区が台風の暴風域 ² に入る可能性が高いことを示す情報 (2) 警報注意報において、「暴風（雪）警報」又は「波浪警報」を発表する可能性があることを示す情報（但し、気象情報において、当該港又は地区を対象地域とした予報風速陸上25m/s以上又は予想される波の高さが6mを超える情報がある場合） (3) 上記（1）、（2）の基準に該当しないが、概ね2～4時間以内に当該港内の静穏度が著しく悪化するおそれがあることを示す情報	別紙3のとおり。
勧告（警戒）・勧告（避難体制）解除 ・勧告解除	当該港又は地区が、台風の強風域を脱し港内が平穏になり停泊が可能となった時期、又は、暴風（雪）警報・波浪警報が注意報に切り替えられ港内が平穏になり停泊が可能となった時期に勧告（避難体制）を解除する。波浪警報のみ継続する場合は、勧告（避難体制）から勧告（警戒体制）へ切り替え、又は勧告（警戒体制）を継続する場合がある。	別紙4のとおり。

¹ 強風域とは、平均風速15m/s以上の強い風が吹いているか、地形の影響などが無い場合に吹く可能性のある範囲

² 暴風域とは、台風において平均風速25m/s以上の暴風が吹いているか、地形の影響などが無い場合に吹く可能性のある範囲

³ 暴風（雪）警報とは、平均風速が釜石市・大船渡市・陸前高田市・大槌町で陸上15m/s、山田町で陸上16m/s以上、又は海上20m/s以上になると予想される場合

⁴ 波浪警報とは、予想される波の高さが6mを超える場合

2 津波への対応

区分	発出基準・時期	船舶等の措置要領 <例示>
注意喚起 ・津波に関する正確な情報収集を促すもの ・余裕のある時期に対応準備を行うもの	地震の観測により、気象庁から当該港又は地域を対象地域とした潮位変動等に関する注意喚起がなされた場合などに発出する。	別紙5のとおり。
勧告（警戒体制） ・対応表による自主的な安全措置を促すもの ・対応要領を定めている場合はその要領によること	地震の発生により気象庁から当該港又は地域を対象地域とした津波注意報が発表された場合、若しくは発表されることが明らかである場合に発出する。	別紙6のとおり。 なお、津波注意報が発表された場合は、別紙6を入手するしないに拘わらず、別紙「津波に対する船舶対応表」の対策を講じるものとする。
勧告（避難勧告） ・対応表による自主的な安全措置を促すもの ・対応要領を定めている場合はその要領によること	地震の発生により気象庁から当該港又は地域を対象地域とした大津波警報又は津波警報が発表された場合、若しくは発表されることが明らかである場合に発出する。	別紙7のとおり。 なお、大津波警報又は津波警報が発表された場合は、別紙7を入手するしないに拘わらず、別紙「津波に対する船舶対応表」の対策を講じるものとする。
勧告（警戒）・勧告（避難体制）解除 ・勧告解除	当該港又は地域を対象地域とした津波警報等が解除され、港内が平穏になり停泊が可能となった時期 ¹ に勧告を解除する。	別紙8のとおり。

¹ 津波の場合、警報が解除されても港内の漂流物等、船舶航行の安全確保が確認されていない場合は、別途、港長等による港則法第39条第1項及び同第2項による航行の制限又は禁止の措置が講じられることがある。

<例示>

別紙1

台風・低気圧等

注 意 喚 起

台風 号の

(接近・通過)に伴い、

発達(する・中の)低気圧の

盛岡地方気象台から次のとおり「 に関する岩手県気象情報第 号」が発表されました。

(例:「暴風と〇〇」や「暴風雪」)に関する気象情報及び海難防止指導

【例文】

低気圧が日本海中部にあって北東へ進んでいます。この低気圧は急速に発達しながら日本海を北東へ進み、14日朝にはサハリン付近に達する見込みです。

東北地方では、13日夜から14日にかけて、日本海側と太平洋側北部を中心に西よりの風が雪を伴って非常に強いでしょう。

太平洋側北部 海上20メートル 陸上20メートル

釜石・大槌・山田地区船舶安全対策協議会の委員各位におかれましては、貴傘下の船舶等に対し、次の事項につき注意喚起をお願いいたします。

船舶や海岸の施設では、暴風や吹雪による視程障害、高波に警戒して下さい。今後気象台の発表する気象情報に留意するとともに、関係船舶等の事故防止に万全を期してください。

釜 石 港 長
釜石海上保安部長

台風・低気圧等

勸告
【 警戒体制 】

台風__号の
発達（する・中の）低気圧の（接近・通過）に伴い、
釜石・大槌・山田地区の各港に__月__日__（日本時間）をもって、勸告（警戒体制）を發出しま
す。

釜石・大槌・山田地区船舶安全対策協議会の委員各位におかれましては、貴傘下の船舶等に対し、次の
事項について伝達願います。

1. 各機関・団体及び船舶は、気象庁の発表する台風の動きや気象・海象に関する正確な情報の収集を
行うとともに、傘下船舶への影響を検討し、余裕のある時期に万全の警戒をしてください。
2. 船舶は、台風又は発達した低気圧等（以後、「台風等」という。）襲来時を想定して、台風等の勢力、
風向、進行方向等を検討し、避難場所や避難方法（係留、錨泊、港外退避等）の選定を行って、台
風の影響の少ない他の海域へ避難する船舶は十分余裕のある時期に避難場所への移動を開始し、台
風等の襲来に備えてください。
3. 危険物の荷役、工事・作業及び漁船による操業は、直ちに中止時期を決定して、台風等の襲来に備
えてください。
4. 小型船舶等は、陸揚げ・係留強化等必要な措置のための作業を始めてください。
5. 錨泊船舶は、現在の泊地が避泊錨地に適しているか否かを検討し、錨泊で対応する場合は、台風等
の襲来時の錨泊計画を策定し、備えてください。
6. 岸壁に係留している船舶は、現在の係留地が避泊係留地に適しているか否かを検討し、係留で対応
する場合は、台風等の襲来時の係留計画を策定し、備えてください。
7. 岸壁管理者は、管理している岸壁施設の使用基準や係留限界等を考慮し、今後も岸壁を使用予定と
している船舶の船長に対し、早めに助言を行ってください。
8. 流出可能性のある物件の管理者は、流出防止措置の検討を行い、措置を開始してください。
9. 当地区港仕向けの船舶がある代理店等は、当該船舶と連絡を行い、できる限り他の港又は泊地等に
避難するよう調整してください。
10. 在港中及び当地区の港に向かって進行の最大載貨重量トン数（以下「DWT」という。）10,000 ト
ン以上※の船舶については、今後の気象・海象状況により「勸告（避難体制）」となった場合は、港
外への避難勸告が出されることとなるため、これに向けた準備作業を早期に開始してください。
11. この勸告は、港則法第 39 条第 4 項の規定に基づき船舶に対して發出します。

釜 石 港 長
釜石海上保安部長

※載貨重量トンより総トン数が大きい船舶は、総トン数 10,000 トン以上と読み替える。

台風・低気圧等

勸告
【 避難体制 】

台風__号の

(接近・通過)に伴い、

発達(する・中の)低気圧の

釜石・大槌・山田地区の各港に__月__日__(日本時間)をもって、勸告(避難体制)を発出します。

釜石・大槌・山田地区船舶安全対策協議会の委員各位におかれましては、貴傘下の船舶等に対し、次の事項について伝達願います。

在港中及び当地区港に向かって進行中のDWT10,000トン以上※の船舶については、直ちに港外への避難を行ってください。それ以外の船舶は次の事項を遵守してください。

1. 船舶は、台風等の襲来時に備え、避難場所への移動を完了し、台風等の襲来に備えてください。
2. 危険物の荷役、工事・作業及び漁船による操業は、直ちに中止して台風等の襲来に備えてください。
3. 小型船舶等は、陸揚げ、係留強化等必要な措置のための作業を完了してください。
4. 錨泊船舶は、事前に準備した錨泊計画に則り、良好な把駐力を得るための措置を取り、確実な守錨当直を実施するとともに、風下に重要施設などが存在しない錨地で、他船との十分な離隔距離を確保し、万が一の走錨に備えた機関用意を行い、常時、緊急連絡が取れるように措置してください。
5. 係留船舶は、事前に準備した係留計画に則り、利用可能な全施設を利用する万全な係留強化対策を講じてください。
6. 岸壁管理者は、岸壁を使用している船舶の船長に対し、万全な係留強化対策の指導を行ってください。
7. 流出可能性のある物件の管理者は、流出防止措置を完了してください。
8. 当地区港仕向けの船舶がある代理店等は、当該船舶と連絡を行い、他の港又は泊地等の安全な海域に避難するよう指導してください。

この勸告は、船舶に対して港則法第39条第4項の規定に基づき船舶に対して発出します。

釜石港長
釜石海上保安部長

※載貨重量トンより総トン数が大きい船舶は、総トン数10,000トン以上と読み替える。

<例示>

別紙4

台風・低気圧等

勸告（警戒体制）・勸告（避難体制）

【 勸 告 解 除 】

台風____号の

（接近・通過）に伴い、

発達（する・中の）低気圧の

釜石・大槌・山田地区の各港に発出されていた勸告（警戒体制）・勸告（避難体制）を____月
日____（日本時間）をもって解除します。

釜 石 港 長
釜石海上保安部長

津波

注 意 喚 起

気象庁から次のとおり「____に関する情報」が発表されました。

(例:「海面変動に関する〇〇」)に関する注意喚起

【例文】

海面変動に関する情報…今後も継続する可能性が高いため、…海に入っの作業や海でのレジャーなどに際しては十分な注意が必要です。今後の情報に留意してください。

釜石・大槌・山田地区船舶安全対策協議会の委員各位におかれましては、貴傘下の船舶等に対し、注意喚起を実施してください。

釜 石 港 長
釜石海上保安部長

津波

勸告
【警戒体制】

気象庁から、___月___日___（日本時間）に、津波注意報が発表されたことから、釜石・大槌・山田地区の各港に___月___日___（日本時間）をもって、勸告（警戒体制）を発出します。

釜石・大槌・山田地区船舶安全対策協議会の委員各位におかれましては、貴傘下の船舶等に対し、次の事項について伝達願います。

1. 各機関・団体及び船舶は、気象庁の発表する津波に関する正確な情報の収集を行うとともに、沿岸部で作業中の人を速やかに避難させてください。
2. 危険物の荷役、工事・作業及び漁船による操業は、直ちに中止してください。
3. 各機関・団体及び船舶において、各組織で予め定めた対応マニュアルがある場合は、それに則り、無い場合は、別紙「津波に対する船舶対応表」等により、船舶の特性や状態に応じた適切な津波被害防止措置を取ってください。
4. 流出可能性のある物件の管理者は、可能な限り流出防止措置を行ってください。

なお、上記により実施する沖合避難、係留強化、陸揚げ、流出防止策等は時間的に余裕がある場合のみ行い、人命第一を旨とすること。

この勸告は、船舶に対して港則法第39条第4項の規定に基づき船舶に対して発出します。

釜石港長
釜石海上保安部長

津波

勸告
【 避難体制 】

気象庁から、___月___日___（日本時間）に、大津波警報・津波警報が発表されたことから、釜石・大槌・山田地区の各港に___月___日___（日本時間）をもって、勸告（避難体制）を発出します。

釜石・大槌・山田地区船舶安全対策協議会の委員各位におかれましては、貴傘下の船舶等に対し、次の事項についての勸告を伝達願います。

1. 各機関・団体及び船舶は、気象庁の発表する津波に関する正確な情報の収集を行うとともに、沿岸部で作業中の人を速やかに避難させてください。
2. 危険物の荷役、工事・作業及び漁船による操業は、直ちに中止してください。
3. 各機関・団体及び船舶において、各組織で予め定めた対応マニュアルがある場合は、それに則り、無い場合は、別紙「津波に対する船舶対応表」等により、船舶の特性や状態に応じた適切な津波被害防止措置を取ってください。
4. 流出可能性のある物件の管理者は、可能な限り流出防止措置を行ってください。

なお、上記により実施する沖合避難、係留強化、陸揚げ、流出防止策等は時間的に余裕がある場合のみ行い、人命第一を旨とすること。

この勸告は、船舶に対して港則法第39条第4項の規定に基づき船舶に対して発出します。

釜 石 港 長
釜石海上保安部長

<例示>

別紙8

津波

勸告（警戒体制）・勸告（避難体制）

【 勸 告 解 除 】

気象庁から、津波注意報・大津波警報・津波警報が解除されたことから、釜石・大槌・山田地区の各港に発出されていた勸告（警戒体制）・勸告（避難体制）を___月___日___（日本時間）をもって解除します。

釜 石 港 長
釜石海上保安部長